

令和7年瑞穂町教育委員会第6回定例会 会議録

令和7年6月26日瑞穂町教育委員会第6回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第25号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について

- 日程第4 報告事項1 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき財産の取得中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂ビューパーク競技場用地取得））
- 日程第5 報告事項2 臨時代理の報告について（令和7年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和7年瑞穂町教育委員会第6回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、2番、白石委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何か質問はございませんでしょうか。

ご質問ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、議案第25号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱についてを議題とします。

なお、本議案については関谷委員が該当されておりますので、一時ご退席をお願いします。

（関谷委員退席）

大井教育長 それでは、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 ご説明いたします。議案第25号については、瑞穂町図書館協議会委員の任期が令和7年6月30日に満了するため、瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、石坂隆文、吉田周平、笹井鎮彦、吉良明美、関谷初世、西澤麻里、関谷忠、高島朝子。住所、生年月日等は記載のとおりです。任期は令和7年7月1日から令和9年6月30日までです。

以上で説明を終わります。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第25号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。

関谷委員の入室をお願いします。

(関谷委員入室)

大井教育長

日程第4、報告事項1、臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき財産の取得中教育に関する部分の意見聴取について(瑞穂ビューパーク競技場用地取得))についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。報告事項1につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。瑞穂ビューパーク競技場用地取得について、意見を求められましたので、異議がない旨、同意したものです。

なお、本案件は令和7年6月19日議決されてございます。

詳細について、ご説明いたします。2枚おめくりください。瑞穂町議会に上程した議案になります。取得

内容ですが、1、土地の所在、瑞穂町大字箱根ヶ崎字宿東2468番、2、土地の地目及び面積、雑種地、6,082.84㎡、3、取得の目的、瑞穂ビューパーク競技場を整備するため、4、取得予定価格、金1億9,100万1,176円、5、契約の相手方、瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町土地開発公社 理事長 栗原裕之。

以上で説明を終わります。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

村上委員

対象地がビューパーク競技場の中の一部ですが、競技場全体で、まだほかに買い取らなければならない場所はあるのでしょうか。

社会教育課長

買取が必要なのは今回の土地のみで、ほかは全て町の土地になっています。

村上委員

土地開発公社が持っていたということは、借入をしないと買えなかったということでしょうか。借入の返済の目処が立ったので、今回の形を取ったということでしょうか。

教育部長

町が事業等のために土地を買うときに、予算を上程して認めていただくというのが本来の筋なのですが、今回のように相続等で急に町が買わなければいけない状況となった時には予算を持っていませんので、まずは土地開発公社に先行取得していただいて、予算措置ができた時点で町が買い戻す流れになっています。今回、防衛省の補助金を充てることを考えておりまして、事務手続の関係もありまして、このような形を取らせていただきました。

大井教育長

ほかにご質問ございますか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

日程第5、報告事項2、臨時代理の報告について（令和7年度一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項2につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。令和7年度一般会計補正予算（第4号）の原案中、教育に関する事務に係る

部分について、意見を求められましたので、異議がない旨、同意したものでございます。

なお、本補正予算は、令和7年6月19日議決されてございます。

詳細について、ご説明いたします。2枚おめくりください。まず、歳入でございます。ナンバー1、学校施設環境改善交付金は、瑞中トイレ改修工事に対する文部科学省の交付金ですが、国の内定保留に伴い補助事業計画を取り下げたため減額するものでございます。

裏面をご覧ください。歳出でございます。ナンバー1及び3、五小及び瑞中のLPガスシリンダー保管庫設置許可申請業務委託料は、体育館空調設備設置工事にあたり、LPガス貯蔵量が当初計画から増加し、保管庫の図面等作成、東京都への許可申請が必要になったため新規に計上するものでございます。

ナンバー2及び4ですが、瑞中トイレ改修工事に対する学校施設環境改善交付金の内定保留に伴い、工事の本年度実施を中止したため、工事費及び工事監理委託料を減額するものです。

以上で説明を終わります。

大井教育長
村上委員

説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ガスシリンダー保管庫設置許可申請に係る業務委託料については、五小と瑞中が対象ということですが、ほかの学校については必要ないということよろしいでしょうか。

学校教育長

今回の体育館空調工事では、ガスヒートポンプのエアコンを設置しますが、瑞中につきましては体育館自体が大きいということと、五小につきましては、ほかの学校の体育館と構造が違い鉄骨造であるため、遮熱性等の関係により、空調設備の容量を大きくするとか、そういうところの対応が必要であり、その影響によりガス使用量が増えるということがあります。今回、補助金の申請にあたりまして、ガスの保管庫は3日分の貯蔵量を見込んでいたのですが、補助元からはガスシリンダーが常に満タンの状態ということはなく、ガスを使っている中で災害が発生することを考えると、残量が半分の状態で3日間使える貯蔵量にしてくださいという条件が出てきましたので、それに対応するため増設をする場合、五小、瑞中においては1トンを超える貯蔵量になり、そのためにいろいろな手続きが必要になりましたので、今回、補正予算を計上しました。

大井教育長

ほかにご質問ございますか。ご質問ないようですので、委員には、さようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和7年瑞穂町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時14分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員